

秋田県告示第350号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年5月17日

秋田県知事 佐竹敬久

1 施行者の名称

五城目町

2 都市計画事業の種類及び名称

五城目都市計画下水道事業 五城目町公共下水道

3 事業施行期間

昭和51年3月10日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成元年秋田県告示第453号、平成6年秋田県告示第833号、平成7年秋田県告示第843号、平成10年秋田県告示第137号、平成19年秋田県告示第334号及び平成23年秋田県告示第193号の事業地のうち秋田県五城目町高崎字田中、富津内下山内字下川原、字奈良崎、小池字岡本下台、大川西野字田屋下、上樋口字屋岸、字橋沢、稻荷前、羽黒前、杉ヶ崎、七倉を変更する。

(2) 使用の部分

変更なし